

よくあるご質問等

1 破産手続について

Q1-1 破産手続とはどのような手続ですか。

A1-1 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督の下、裁判所から選任された破産管財人が、公正中立の立場において、債務者の財産を管理し換価することにより、適正かつ公平な清算を行う手続です（破産法1条参照）。

Q1-2 本破産事件の破産管財人は誰ですか。連絡先を教えてください。

A1-2 破産管財人は三宅・今井・池田法律事務所の小田切豪弁護士です。

本件に関するお問い合わせは、破産管財人のホームページに設けられている所定の問い合わせフォームよりお願い致します。破産裁判所や、破産管財人の法律事務所に直接ご連絡をいただいても対応致しかねます。

また、多数の債権者の皆さまからのお問い合わせがあるため、個別に回答することは予定しておりません。いただいたお問い合わせのうち回答することができるものについては、質問内容を整理した上で、順次、破産管財人のホームページに掲載しますので、破産管財人のホームページをご確認ください。また、現時点でご回答できる内容は、本ホームページに掲載しておりますので、事前にご確認いただいた上でお問い合わせください。

Q1-3 破産管財人はどういう立場の者で、何をするのでしょうか。

A1-3 破産管財人は、裁判所から選任された者であり（破産法74条1項）、裁判所の監督の下（破産法75条1項）、破産財団に属する財産の管理及び処分を行い（破産法78条1項）、破産に至った経緯等について調査を行います（破産法83条1項）。これらの調査・破産者の財産の換価・回収等の上、公租公課（税金など）等の優先的に弁済すべき債権や管財業務に必要な費用等を支払った後、なお配当可能原資がある場合には、債権者の皆様に、破産法の定めに従い、公平に配当（弁済）することになります。

Q1-4 破産手続は今後どのように進行しますか。

A1-4 破産管財人が、破産に至った経緯等を調査するとともに、財産の処分・換価を行います。財産の処分・換価が完了した後、配当原資を確保することができれば、破産債権の調査を行った上で、配当を実施することになります。

本破産手続では債権者集会は開催されません。裁判所が、財産状況報告集会の開催が相当であると判断した場合には、当該集会の期日を追って指定し、破産債権者に通知することになります。

2024年10月18日 掲載

2024年10月25日 更新

破産管財人の業務の進捗状況等は、適宜、破産管財人のホームページに掲載する方法などにより、報告します。

Q1-5 破産管財人のホームページに掲載されている資料を開くためのパスワードを教えてください。

A1-5 東京地方裁判所からの破産手続開始通知書及び同書面とともにお送りする破産管財人からの「エクシア合同会社の破産手続について」に記載していますので、ご確認ください。

エクシア合同会社に対して債権をお持ちでない方は、パスワード付資料を閲覧することはできませんので、ご了承ください。

Q1-6 私はエクシア合同会社に対して債権を有していますが、破産手続開始通知書が届きません。

A1-6 現在、破産管財人において、順次、発送していますので、しばらくお待ちください。

Q1-7 エクシア合同会社と連絡が取れなくなってから、改姓や引っ越しによって個人情報の変動しているので、資料は新たな個人情報宛てに送付してください。

A1-7 現在、当ホームページにおいて、エクシア合同会社に債権を有する方用の債権者申請フォームを設けるべく準備をしています。債権者申請フォームが実装されましたら、当該フォームに現在の個人情報を入力し、住所氏名等の変更事項を証する書類及び投資したことを証する書類（契約書等）を添付して送信して下さい。その後、不備がない場合には、破産手続開始通知をお送りします。

2 債権・配当について

Q2-1 私はエクシア合同会社に対して債権を有していますが、配当を受けるためには、どうすればいいですか。

A2-1 破産裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で債権者の皆さまに対する配当ができない可能性が高いと考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を定めないこととしました（破産法31条2項）。破産財団の調査を進め、債権者の皆さまに対する配当の見込みが生じた場合には、改めて、破産債権の債権届出の方法等について連絡をさせていただきますので、現時点で、行っていただく手続はありません。

Q2-2 配当の見込みは、いつ頃分かりますか。

A2-2 配当の具体的な時期が分かるのは、原則として、破産者の財産の換価業務が終了し

た段階であり、現時点でその時期は未定です。

Q2-3 私はエクシア合同会社に対して債権を有しています。支払ったお金をすぐに返してください。

A2-3 破産手続は、破産管財人が回収した財産をもって配当が可能な状況になった場合に、破産債権者の皆さまに平等に配当を行う手続です。一部の債権者の方だけにお支払いすることはできません。

Q2-4 私はエクシア合同会社に対して訴訟を提起していますが、この訴訟はどうなりますか。

A2-4 エクシア合同会社に対する訴訟手続は中断します（破産法44条1項）。
エクシア合同会社に対する債権の存否等は、今後、配当の見込みが生じた場合に、債権届出を行っていただき、破産管財人において調査をすることとなります。

Q2-5 私はクーリングオフ期間内にクーリングオフしていますが、その場合の出資者は破産手続でどのように取り扱われますか。

A2-5 破産債権者として取り扱われます。

3 破産管財人を名乗る人物からの連絡

Q3-1 他の破産事件において、破産管財人又は破産者を名乗るものから、お金を支払えば、優先的に配当を受けることができるという勧誘があったというのですが、そのようなことはありますか。

A3-1 破産管財人から、債権者の皆さまに対し、金銭のお支払いを要求することはありません。一部の破産債権者に対してのみ優先的にお支払いすることはありませんので、ご注意ください。

4 代表者等について

Q4-1 代表者は破産していますか。

A4-1 現時点では、破産申立てがなされていません。今後、破産申立てがなされるかは不明です。

Q4-2 私は破産者代表者のマンションを仮差押していますが、エクシア合同会社の破産手続開始によってこの仮差押はどうなりますか。

A4-2 本件は、エクシア合同会社に関する破産手続となりますので、破産者代表者に関する

2024年10月18日 掲載

2024年10月25日 更新

る裁判手続については、特段の影響はございません。

Q4-3 私はエクシア合同会社の幹部との間で集団訴訟中ですが、エクシア合同会社の破産手続開始によってこの集団訴訟はどうなりますか。

A4-3 本件は、エクシア合同会社に関する破産手続となりますので、その幹部を相手とする裁判手続については、特段の影響はございません。

以 上